

ガバナンス

内部通報制度（報告相談制度）
の通報（相談）窓口の認知度



98%

税務リスク調査



四半期ごとに
グローバルで実施

過去3年間、
重大な情報セキュリティ事故



0件

マテリアリティ10 コンプライアンスの徹底	143
コンプライアンス	144
マテリアリティ11 コーポレート・ガバナンスの強化	149
コーポレート・ガバナンス	150
マテリアリティ12 リスクマネジメントの強化	155
リスクマネジメント	156
情報資産とサイバーセキュリティのリスクマネジメント	159

マテリアリティ10

コンプライアンスの徹底



重要と考える理由

企業を取り巻くグローバルな社会情勢は急速に変化し続けています。いかに時代が移り変わろうとも、企業倫理、法令遵守を徹底し、企業の社会的責任を果たしていく点に変わりはありません。

ひとたび不祥事が起これば、それに伴う信用失墜により企業存続の危機に瀕する例は枚挙にいとまがありません。このため、国際的なガイドラインや指針を踏まえ、不祥事を未然に防ぐのはもちろん、広い意味でのコンプライアンス体制を強化させ、適切なリスク評価や教育を併せて実施することが重要です。

コミットメント

「ニコン行動規範」は、ニコングループで働く一人ひとりが、基本に忠実に業務を行い、また、誠実に判断・行動するための指針です。

「“正しい行い”とは何か」を判断する基準や規範は世の中の移り変わりとともに変化し、企業が社会から期待されることも変わっていきます。今般、こうした社内外の環境変化に対応するため、「ニコン行動規範」の改定を行いました。

日々の業務活動において常にコンプライアンスの重要性をしっかりと認識し、適切に判断し行動できるよう、継続して行動規範の浸透を図っていきます。法令遵守を含む誠実な行動により、コンプライアンス違反を防止し、世界中のお客様やその他のステークホルダーから評価され、信頼される企業をめざします。

執行役員
経営管理本部長
葛西 洋一

【活動方針】

- ニコン行動規範
- ニコン贈収賄防止方針

【体制】

- コンプライアンス委員会

コンプライアンス

基本的な考え方

ニコングループは、「信頼と創造」という企業理念のもと、一人ひとりが誠実・公正に行動することが、事業の根幹につながると考えています。そこで、グループの社会的責任に対する基本姿勢と、そこで働くすべての役員・従業員が高い倫理観をもって良識ある行動をとるための規準を示す「ニコン行動規範」を制定しています。

この行動規範では、人権の尊重や健全な職場環境はもとより、事業活動における「贈収賄と腐敗防止」「取引先との関係や社会的責任」「公正な競争・取引」「輸出入管理」「納税」など、日々の業務において考えられ得るあらゆる事項に対し、ニコングループの一員としてのとるべき行動を定めています。

そして、この行動規範の遵守を実践していくため、ありたい姿として「コンプライアンス違反の発生ゼロ」を掲げ、ニコングループで働く一人ひとりに行動規範を浸透させるための取り組みを進めていきます。



ニコン行動規範

<https://www.jp.nikon.com/company/sustainability/management/codeofconduct/>

戦略

リスク

重大なコンプライアンス違反の発生は、ステークホル

ダーからの信頼失墜やブランドの毀損につながります。

機会

国際的なガイドラインを踏まえた倫理的で誠実な行動に基づいた日々の業務活動は、ステークホルダーからの信頼を維持し、事業の継続を安定させます。また、健全な職場環境がもたらされることで、職場全体の倫理観や従業員一人ひとりのパフォーマンスの向上が見込まれます。これらのことは、中期経営計画の全社方針「[ソリューション提供]強化」を支えていく顧客視点をより高めていくことにもつながります。

戦略

ありたい姿として掲げた「コンプライアンス違反の発生ゼロ」をめざし、以下について取り組みます。

- すべての従業員に「ニコン行動規範」を浸透させるための施策、および教育や研修を継続して行っていきます。この行動規範は、ステークホルダーの要請、社会課題の動向、ニコングループの事業活動に照らして、定期的に見直しを行っていきます。
- 報告相談窓口の認知度を高め、従業員が利用しやすい環境を醸成し、法律やコンプライアンスに抵触する行動の早期発見を図り、適切に解決していきます。
- 各国・各地域の文化、慣習、法規制に沿って対応する体制を構築し、運営していきます。

ガバナンス

ニコングループでは、ガバナンスやリスク管理強化の観点から、リスク管理委員会の傘下にコンプライアンス委員会を設置しています。ニコンの執行役員である経営管理本部長が委員長を務め、贈収賄防止など、コンプライアンス推進上の重点課題に関する施策を審議・決定しています。この審議・決定事項は、リスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、年1回、リスク管理に関する活動状況を取締役に報告し、取締役会はこの報告によってコンプライアンスの課題や取り組みを監督しています。なお、サステナビリティ委員会においても、マテリアリティであるコンプライアンスの目標に対する活動状況をモニタリングしています。

コンプライアンス委員会の事務局は、コンプライアンス推進活動を担う法務・知的財産本部コンプライアンス室と、経営管理本部内部統制推進室が共同で務め、委員会での決定事項を踏まえたコンプライアンスの推進活動を次頁の図のような体制で実施しています。

国内では、コンプライアンス室が、ニコン各部門および国内グループ各社のコンプライアンス推進担当者と連携し、連絡会の開催などを行っています。また、海外では、各国・各地域の文化、慣習、法規制に沿った取り組みを行っていくため、地域統括会社のコンプライアンス担当部門と海外グループ会社のコンプライアンス担当者が連携する体制を構築しています。なお、コンプライアンス室と地域統括会社のコンプライアンス部門は情報共有

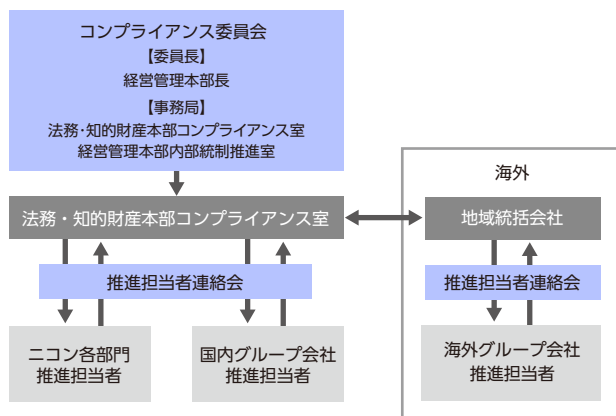
を図るとともに、グループ全体への周知・教育活動を協働して行っています。

また、ニコングループでは、ニコン行動規範の違反、または潜在的な違反に関する通報に対応するため、行動規範に報告相談制度について定めるとともに、ニコンおよび国内外の全グループ会社において報告相談制度を設けています。内部統制推進室が国内の内部相談窓口を担当するとともに、海外の報告相談制度に対する助言や、海外から本社へのエスカレーション対応を担っています。

報告相談制度(倫理ホットライン) → p.146

コーポレート・ガバナンス体制図 → p.152

● コンプライアンス推進体制図(2024年4月1日現在)



リスク管理

コンプライアンスに関するリスクと機会の特定と評価は、次のように行っています。

- ① 各種課題の把握
 - コンプライアンス意識調査や、その他の推進活動
 - 報告相談制度からあがった会社の課題の把握
 - 報告相談制度の改善の要否や運用状況の把握
- ② コンプライアンス委員会事務局を中心に、各種課題と関係する部門との検討（要注視案件の設定や、再発防止策の検討）
- ③ コンプライアンス委員会での課題共有（報告相談制度の運用状況等の報告を含む）

なお、ニコングループでは、就業規則や「ニコン行動規範」に違反する行為があった場合には、事実関係を調査した上で、社内規則に則って厳正な処分を行っています。

指標と目標

指標と目標 (達成年度)

コンプライアンス意識の定着*:95%以上(2025年度)

▶ 2023年度

計画

- 1.行動規範教育:ニコングループ全社において実施(会社数での実施率100%)
- 2.個別課題(競争法、ハラスメント等)の教育:関係する職場・会社において実施

実績

- 1.行動規範の改定を実施(2024年4月1日施行)したため、国内での教育は改定完了後に実施予定。海外は年度内に実施
- 2.競争法など、個別課題の教育を関係職場・会社にて実施

▶ 2024年度

計画

- 1.グローバル法務・コンプライアンス体制の整備
- 2.行動規範の改定版の展開と浸透策の見直し
- 3.浸透度や課題を把握するため、意識調査の実施

指標と目標 (達成年度)

内部通報制度の認知度*:95%以上(2025年度)

▶ 2023年度

計画

内部通報制度(報告相談制度)の通報(相談)窓口の再周知

実績

- 1.2023年度の意識調査における認知度:98%
- 2.2023年6月および2024年1月に全国内ニコングループ従業員に対し、倫理ホットラインカードを配付

▶ 2024年度

計画

内部通報制度(報告相談制度)の認知向上活動(国内は「組織の長その他幹部」に関係する公益通報事案を取り扱う外部窓口、およびフリーランス保護新法への対応を含む)

*ニコングループ意識調査により確認。

主な取り組み

「ニコン行動規範」遵守の徹底

従業員一人ひとりがコンプライアンスの考え方を深く理解し、実践する具体的な規程が「ニコン行動規範」です。ニコングループでは、行動規範の遵守を徹底するため、ニコンの部相当組織の責任者以上およびグループ会社の社長が、毎年、各担当組織における遵守に責任を持つことを宣誓しています。

行動規範は、16言語に翻訳して外部に公開するとともに、社内のイントラネットに掲載するなど、全従業員が誰でも必要なときに参照できるようにしています。また、定期的に行っているコンプライアンス教育において、行

動規範を参照するプロセスを入れることで、その浸透を図っています。2024年4月には、社内外の状況の変化を反映させるため行動規範を改定しました。



ニコン行動規範

<https://www.jp.nikon.com/company/sustainability/management/codeofconduct/>

報告相談制度(倫理ホットライン)

ニコングループでは、ニコン行動規範の違反、または潜在的な違反に関する通報に対応するため、この行動規範に報告相談制度について定めるとともに、ニコンおよび国内外の全グループ会社において報告相談制度を設けています。そして、全従業員が閲覧可能な行動規範の解説文書やその教育の中で、本制度の従業員への周知に努めています。

日本では、国内ニコングループ(非連結グループ会社を含む)統一の報告相談制度として、「倫理ホットライン」を設置しています。倫理ホットラインは、内部窓口と専門業者による外部窓口を設けています。外部窓口では、年末年始を除く毎日利用が可能です。また、国内においては、2022年6月1日の改正公益通報者保護法の施行以降、「組織の長その他幹部」に関係する通報事案を取り扱う法律事務所による外部窓口を増設し、常勤監査等委員が対応しています。

海外では、原則、各グループ会社が専門業者による外部窓口をそれぞれ設置し、24時間365日、現地の言語での

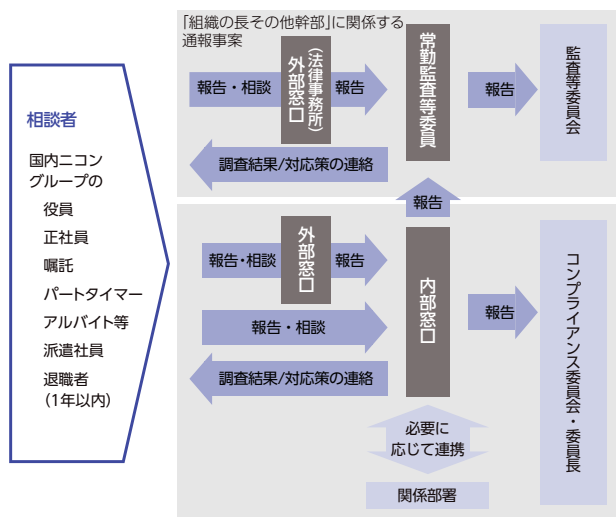
利用が可能な運用をしています。加えて、欧州・アジアでは、自社内部窓口を設置しています。

相談は、匿名でも可能です。行動規範の違反行為や潜在的な違反が報告された場合は、速やかに事実を調査し、解決策および再発防止策を講じています。調査は、原則として相談者および関係者から情報を収集し、客観的に問題を把握します。その上で、関係部門と連携して解決を図り、必要に応じてフォローアップを行います。対応にあたっては、守秘義務の徹底、プライバシーの保護、匿名性の確保や相談による不利益の防止など、人権に配慮して運営しています。

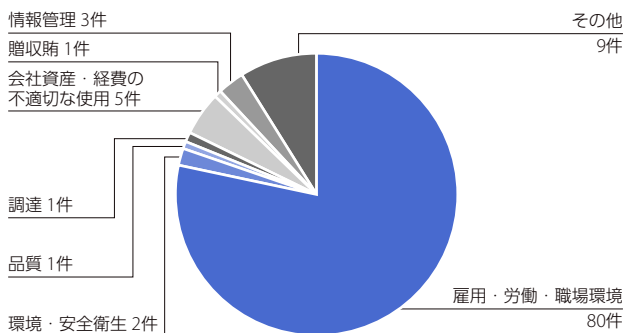
2023年度の報告相談制度の利用件数は、ニコングループ全体で99件でした。雇用・労働・職場環境に関する案件がもっとも多く80件で、そのうち差別・ハラスメントに関する案件が39件でした。なお、利益相反やインサイダー取引に関する案件はありませんでした。

なお、本報告相談制度が正しく機能しているか、倫理ホットラインを運営する事務局は、規程に基づく体制の整備および運用状況等についてコンプライアンス委員会に定期的に報告しています。また、海外の運用状況についても、本委員会に報告しています。

● 報告相談制度(国内)の流れ



● 2023年度の報告相談制度利用実績(相談内容)



※国内・海外の相談内容の合計値。相談者が複数通報する場合はそれぞれカウントしている。

グループの役員・従業員へのコンプライアンス教育

ニコングループでは、経営トップから従業員一人ひとりに至るまでコンプライアンスを浸透させることをめざしています。

2023年12月開催のコンプライアンス委員会では、ニコン常勤役員を含む委員23名を対象に、専門の弁護士によるコンプライアンスセミナーを開催しました。セミナーでは、コンプライアンスの最新動向などをテーマとしました。

従業員には、集合研修やeラーニングを利用した教育を実施しています。国内ニコングループにおいて、2023年度は、心理的安全性、パワーハラスメント、行動規範の必要性などの教育を各部門・各社のコンプライアンス推進担当者を通じて実施しました。海外グループ会社においては、地域統括会社が主導し、行動規範の教育・浸透活動を継続的に実施しています。2023年度は、贈収賄防止と競争法違反防止の教育を全地域で実施したほか、各地域にて状況に応じた教育を実施しました。

このほか、四半期ごとに発行するニコングループの全従業員に向けたサステナビリティのニュースレターの中で、世界で注目されているコンプライアンス関連のニュースを題材にして、ニコングループのコンプライアンスの考え方を解説しています。

グローバルな意識調査の実施(モニタリング)

ニコングループでは、1年あるいは2年に一度、ニコン

および国内外のグループ会社の従業員を対象に、意識調査によるモニタリングを実施しています。これにより、従業員へのコンプライアンス意識の浸透度や報告相談制度への信頼度、行動規範教育の展開状況などを把握し、推進活動の改善に反映しています。

2023年度は、国内ニコングループを対象に意識調査を実施し、11,073名が回答しました(回答率94.0%)。

この意識調査の結果は、2023年12月開催のコンプライアンス委員会に経年比較を交えて報告しました。また、ニコンの各部門およびグループ各社に調査結果をフィードバックし、これをもとに各部門および各社は改善に取り組んでいます。

こうした取り組みを通じて、ニコングループでは、事業活動を行うすべての地域においてコンプライアンス推進のPDCAサイクルを確立しています。

贈収賄防止

ニコングループでは、贈収賄防止へのコミットメントを社内外に発信するため、経営委員会の承認のもと「ニコン贈収賄防止方針」を制定しています。この方針を遵守するため、コンプライアンス室が統括し、海外の地域統括会社を中心となり、地域ごとの「贈収賄防止ガイドライン」を策定しています。これらのガイドラインには、方針を遵守するために必要となる接待・贈答、寄付などに関するビジネス上の考え方、注意点、実務手続きなどが、地域の特性を反映し、まとめられています。

具体的には、公務員に関連する支出などは、書面による申請・承認手続きを徹底し、ファシリテーションペイメントは原則禁止としています。また、仲介業者などの第三者との取引開始時、ニコン贈収賄防止方針を周知し、契約においては、贈収賄禁止に関する条項を定めることを原則としています。2023年度は、「贈収賄防止ガイドライン(日本版)」について決裁ルールを見直すなど全面改定を行い、リスク低減を図りました。

コンプライアンス室と海外の地域統括会社は、贈収賄防止に関する手続きの周知や教育を継続的に実施しています。また、ニコングループ各社では、毎期末、自主点検シートにより贈収賄防止ガイドラインの運用状況を確認し、翌期の改善につなげています。

2023年度は、日本国内では改定版のガイドラインの周知・徹底を行いました。また、米州、欧州、韓国および香港の海外グループ各社においては、贈収賄防止に関する教育を実施しました。なお、ニコングループでは、2023年度において贈収賄防止関連法令違反の事例は生じていません。



ニコン贈収賄防止方針

https://www.jp.nikon.com/company/sustainability/governance/compliance/anti-bribery_policy.pdf

競争法違反防止

ニコングループでは、「ニコン行動規範」の中に「公正な競争・取引」を掲げています。各国の競争法などを遵

守した公正な競争・取引を行うことを基本姿勢としています。

競争法の遵守は国際社会において強く求められており、厳格な取り組みの継続が必要です。ニコングループでは、毎年継続して教育を実施することで、グループ全体への遵法意識の浸透・定着、および競争法違反の防止に努めています。

競争法教育の展開

ニコングループでは、各国の法令に沿った競争法教育を展開するため、グローバルな教育体制を構築しています。具体的には、グループ全体の競争法教育の旗振り役をニコンのコンプライアンス室が担当し、国内ニコングループの教育も同室が担当しています。海外においては、各法務拠点および各グループ会社が、必要に応じて現地法律事務所の協力を得た上で、教育資料を作成し教育を実施しています。

2023年度においても、前年度に引き続き、国内ニコングループではeラーニングを実施し、海外においては各社の事業内容から想定されるリスクを踏まえた教育を実施しました。

不正行為への対応

ニコングループでは、就業規則や「ニコン行動規範」に違反する行為があった場合には、事実関係を調査した上

で、社内規則に則って厳正な処分を行っています。

2023年度、ニコングループにおける不正行為等に基づく重大な懲戒処分が行われた案件は計3件でした。その主なものは、海外グループ会社の従業員による保険金の不正請求によるもので、主要当事者(2名)および関係する当事者(51名)への処分が行われました。これらの重大な懲戒処分が行われた案件のうち、差別やハラスメントに関するものは0件です。

なお、ニコンでは、不正行為の再発防止のため、ニュースターやeラーニングなどを通じて、継続的な従業員教育を行っています。

中国の安全生産法違反について

2024年1月、Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd. の北京直営店の施工現場において作業員の転落事故が発生しました。北京市当局の調査の結果、Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd. は、中国の安全生産法に定める安全管理義務の不履行を指摘され、2024年5月に北京市当局から行政罰(罰金)が科されました。

Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd. は、事故後速やかに北京市当局の調査に協力し、同法が定める安全責任を果たして工事を再開しました。また、中国安全生産法に準拠し、社内に安全生産体制を構築、安全生産管理者を設置しました。さらに、再発防止のため、同社の社内および中国内のグループ会社に同法を周知しました。